

社会福祉法人暁谷福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人暁谷福社会(以下「法人」という)定款第8条並びに第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等(本法人を主たる勤務場所とし週4日以上勤務する者)については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、暁谷福社会旅費規則により旅費(交通費・日当・宿泊費)を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、職員給与に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席または法人及び施設業務のために出勤したその都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が顧問公認会計士事務所の意見を受けて、理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月1日より施行する。

別表1(常勤役員等の報酬)

	報酬の額
常勤役員	月額 65万円 以内

別表2(常勤役員等の賞与)

7月の賞与	報酬月額×2か月分 以内
12月の賞与	報酬月額×2か月分 以内

別表3(常勤役員等の退職金算定式)

$$\boxed{\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{功績係数}}$$

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。功績係数は役職・就任期間に応じ1.0～3.0以内で別に定める。

別表4(非常勤役員等の報酬)

(1)評議員

	日額
評議員会への出席、及び法人・施設業務のための出勤	10,000円

※源泉徴収額控除後の金額

(2)理事

	日額
理事会への出席、及び法人・施設業務のための出勤	10,000円

※源泉徴収額控除後の金額

(3)監事、評議員選任・解任外部委員

	日額
監事監査、選任・解任委員会への出席、及び法人・施設業務のための出勤	10,000 円

※源泉徴収額控除後の金額

別表5(交通費・宿泊費実費)

区分	内容	交通費等実費
日出町内	全域	1,000円
日出町外	往復50km未満	2,000円
	往復50km以上100km未満	3,000円
	往復100km以上	5,000円
	鉄道、空路、宿泊費	実費